

令和 7 年度第 1 回流山市成年後見地域連携ネットワーク会議議事録

記録：成年後見推進センター

1. 日時 令和 7 年 7 月 1 8 日金曜日 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 0 0 分まで
2. 場所 流山市ケアセンター 4 階第 1・2 研修室
3. 出席者
 - (1) 委員 (9 名中 9 名出席)
千葉県弁護士会 長浜有平 委員 (会長)、千葉県社会福祉士会 古澤肇 委員 (副会長)、
千葉司法書士会 小出亮 委員、千葉県行政書士会 関谷一和 委員、
東葛市民後見人の会 越智邦子 委員、流山市民生委員児童委員協議会 平井加代子 委員、
流山高齢者安心ネット 上平慶一委員、流山市地域自立支援協議会 澤田安識 委員、
流山市地域包括支援センター 高成田弘子 委員
 - (2) 事務局
流山市健康福祉部 伊原部長、
高齢者支援課 時田課長、武林課長補佐、杉岡係長、有井、小畑
障害者支援課 坂本課長、猪俣、社会福祉課 田中係長、福祉政策課 金田係長
流山市社会福祉協議会 早川事務局長 福祉総務課福祉係 早川係長、渡邊
流山市成年後見推進センター 桃井、藤木、北島
4. 内容
 - (1) 開会・流山市健康福祉部長挨拶
 - ・ 「流山市における受任者調整を見越した専門職の事前関与スキーム」について、今年度も継続協議を依頼する旨が伝えられた。このスキームは、受任者調整機能に加え、権利擁護支援における相談窓口への専門的助言機能を含んだ画期的な仕組みであり、市としても実現に向け努力していく考えが示された。
 - (2) 会長・副会長の選任
 - ・ 会長・副会長の選任が行われ、委員の互選により現会長が再任され、副会長も再任された。
 - (3) 今年度における流山市地域連携ネットワーク会議の予定について ※資料 1 参照
 - ・ 本会議は、国の成年後見制度利用促進に関する法律および国・流山市の成年後見制度利用促進基本計画に基づいている。今年度において優先順位の高い議題は以下の通りである。
 - ① 専門職の事前関与スキーム：最優先議題。後見人等の受任者調整における最適解であり、専門的助言を迅速に受けられる仕組みとして検討を重ねる。
 - ② 後見業務の担い手拡充：市民後見人の養成・育成、活動の受け皿、法人後見など、広い視野での協議が求められる。次回以降の会議で大きく取り上げる予定。
 - ③ 後見活動の支援：第 3 回定例会で協議予定。現に後見業務を行っている後見人等への相談援助に関する内容であり、流山市では未実施の分野。
 - ・ 「権利擁護支援関連の会議」(けんサポ、まどれん)の報告および評価は定例の内容となる。
 - ・ 今年度のネットワーク会議は、定例会を 3 回、臨時会を必要に応じて開催し、第 3 回定例会には千葉家庭裁判所よりオブザーバーが参加予定である。
 - (4) 第 1 回ながれやま権利サポート会議および成年後見相談窓口連携会議について (報告・評価)

※資料 2 参照

- ・ 第 1 回ながれやま権利サポート会議（通称：けんサポ）：5 月 26 日開催。弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士が助言者として参加し、東部包括と中部包括からの 2 ケースについて支援方針が検討された。
- ・ 第 1 回成年後見相談窓口連携会議（通称：まどれん）：6 月 27 日開催。前半は中核地域生活支援センターほっとねっとの社会福祉士を講師に迎えた勉強会。後半はネットワーク会議の事前会議として、全地域包括支援センターと障害者相談支援事業委託事業所の職員で、意見交換が行われた。
- ・ ながれやま権利サポート会議については、迅速性の問題から助言機能として使いにくさがある一方、職員の研修という意味では効果が高く、今後整理を進めながらも今年度は継続する予定であるとした。

（５）流山市における受任者調整を見越した専門職の事前関与スキームについて（権利擁護支援アドバイザーとの一体的な運用） ※資料 4 - a および 4 - b 参照

- ・ 流山市では、複合的な課題を抱える支援困難ケースに対応するため、「専門職の事前関与スキーム」の導入が検討されている。このスキームの目的は、専門的な知見を加えてチーム支援を強固なものとし、グレーゾーンの中で対応せざるを得ない支援者を守りながら、支援の持続可能性を高めて本人の生命や権利を守ることである。市の決定に基づき支援を行い、最終的に市が責任を負うことが明示された。
- ・ 二つの案、A と B が提案されており、これらは目的が同じで手段が異なっている。
A 案は、まずアドバイザー（弁護士の助言を受ける）を利用し、その結果に基づいてチームを編成する案。B 案は、弁護士以外の専門職を含む「情報収集チーム」がまず編成され、必要に応じてアドバイザーを利用する案。専門職が一次相談窓口と同行して、現場で情報収集や協議を行うことを想定している。
- ・ A 案の評価：非弁行為のリスク判断（グレーゾーンの明確化）が迅速にできる点と、一次相談窓口が直接アドバイザーを活用できる点が優れている。介入を拒否されるようなケースでは、まず訪問することは難しいため、アプローチ方法を相談できる A 案がよい。まずは状況整理のためにアドバイザーを活用し、その結果として必要であれば訪問するという流れが分かりやすい。一方、必ず弁護士のアドバイザーを通す形では、キャパシティに問題が生じるのではないかとの懸念が示された。
- ・ B 案の評価：現場サイドからの要望が多いとされる。変化する状況や危機感を専門職が直接把握できる点が重要視されており、多くの情報を直接得られる。チーム支援の構築が急がれるケースに有効で、本人の救済に繋がる迅速性が高まる。また、情報が不足したままアドバイザーに相談すると不十分な判断になる可能性があることから、より多角的な情報を収集することで、アドバイザーの効果を最大限に発揮できる。一方、「情報収集チーム」という名称には、複数の委員から違和感が示された。実際には情報収集だけでなく、アセスメントや、関係性の構築といった要素が含まれているという認識が共有された。
- ・ ケースによってはどちらの案も有効であるため、一方に絞るのではなく、両方使えるようにすべきとの意見が挙がった。
- ・ 民法改正により成年後見制度が大きく変わる見込み（2027 年目安）について触れられ、それに合わせてスキームも柔軟に対応する必要がある。
- ・ 会議の結論として、当スキームは現場での検証を通じて固めていく方針が確認された。次回の会議までに A 案と B 案を「プレ」として、並行して試行する。ただし、全国的に前例がないスキームであるため、慎重な検証と各専門職の協力が必要であるとされた。

(6) 後見業務の担い手拡充

- ・ 後見業務の担い手の将来的な需要予測のために今後数的な調査を行い、市民後見人育成の必要性を具体的な形で検討していく。
- ・ 前年度の会議で、市民後見人の活動の前に既存の法人後見で担い手を育成する段階的な方式が望ましいとの意見があったことを踏まえ、流山市および流山市社会福祉協議会より、千葉県内で法人後見を実施している市への視察を行い情報収集中であることが報告された。市民後見人の数を増やすだけでなく、受け皿となる法人後見によるチーム体制の構築が必要であるとの認識が示された。

(7) その他、連絡事項 ※資料3 参照

- ・ 以前より「一刻も早く相談できる仕組みづくり」「相談窓口のスキルアップ」「市長申立ての迅速化」の3点が重要であるとの意見が挙げられている。特に市長申立てについては、市に要請してから後見業務が開始されるまでの期間短縮が大きな意味を持つ。高齢者支援課からは、資料3「流山市における成年後見制度市長申立ての期間比較」を基に、平均的には親族関係図の作成に約80日、診断書作成に平均30日、その他手続きに数日を要し、合計で3か月から4か月必要であるとの分析が示された。令和7年度からは、原則として2親等内の親族のみを調査し、代襲相続の場合のみ3親等親族を調査すること。また市の職権で閲覧できる公簿について照会を省略することにより、平均2か月半ほどで申立てが可能になっている。今後も市長申立ての期間短縮のための検討を重ねていく。
- ・ 毎年開催されている市民向けの「成年後見制度講演会」は11月14日金曜日に生涯学習センター多目的ホールで開催予定。
- ・ 次回の第2回ネットワーク会議は10月15日水曜日に開催。